

# お知らせ なんたん

新南丹市  
電話 0771-68-0001

第46号(2の2)平成19年12月14日発行

## 「電子証明書」の取得はお早めに

「電子証明書」とは、安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申請・届出などの行政サービスを受けるために利用していただくもので、個人向けの電子証明書は、地方公共団体による「公的個人認証サービス」にて発行しています。

この電子証明書の取得促進を目的として、平成19年度税制改正で、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度が創設されました。これにより、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して確定申告をされると、所得税額から5,000円(所得税額が限度)が控除されます。電子証明書を取得して、e-Taxをご利用されてはいかがでしょうか?なお、確定申告時期が近づくと、市役所窓口が混み合う場合がありますので、電子証明書の取得はお早めをお願いします。※「e-Tax」に関することは、下記の園部税務署からの記事をご参照ください。

### ●電子証明書の取得方法

住民票のある市区町村の窓口で住民基本台帳カード(住基カード)を入手し、申請書などを提出して取得できます。(発行手数料として、住基カードは500円、電子証明書は500円が必要です)詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

### ●参照ホームページ

【住基カード】[http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daiyo/juki\\_card.html](http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daiyo/juki_card.html)

【電子証明書(公的個人認証サービス)】<http://www.jpki.go.jp/index.html>

【ICカードリーダーライター】<http://www.jpki-rw.jp/> ※電子証明書利用の際に必要です。

【e-Tax(国税電子申告・納税システム)】<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

◇問合せ先 市民課 戸籍窓口係 TEL 68-0005  
各支所 健康福祉課 TEL 八木 68-0022  
日吉 68-0032 美山 68-0041

## e-Tax(イータックス)で確定申告ができます

「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」とは、あらかじめ開始届出書を提出し、登録をしておけば、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムのことです。国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」で申告データを作成し、直接電子申告することができます。税務署や金融機関に行かなくても自宅やオフィスなどから国税に関する手続きができるので便利です。詳しくは、税務署にお尋ねいただくか、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

### ●電子申告をすると特典があります。

・平成19年分または20年分のいずれかの年分において、本人の電子署名および電子証明書をあわせて送信していただくなど一定の要件を満たして所得税の確定申告をすると、所得税額から5,000円(所得税額が限度)が控除されます。

・還付申告の場合、通常の申告よりも還付金を早く受け取れます。

・医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票などの、一定の第三者作成書類の添付を省略できます。(当該書類は、申告期限から3年間の保存が必要です)

### ●ご利用には、事前の手続きが必要です。

・開始届出書を税務署に提出する。(e-Taxホームページからの送信も可能)

・地方公共団体が発行する電子証明書付きの住民基本台帳カード(ICカード)を取得する。(電子証明書の取得については、上記の「電子証明書」記事参照)

・ICカードリーダーライター(ICカードに格納された情報を読み取り機器)を購入する。

※家電量販店やインターネットサイト、園部納税協会などで販売しています。

・e-Taxホームページから初期登録する。

◇問合せ先 園部税務署(園部町小山東町平成台) TEL (0771) 62-0340

## 女性の館お正月用講座のご案内

新しい年を迎える準備の頃となってきました。女性の館では、新春用にふさわしいフラワーアレンジメントの講座を実施します。多数の皆さまのご参加をお待ちしています。

●日 時 12月26日(水) 午後1時30分～

●場 所 南丹市園部女性の館(園部町小桜町南丹市園部公園内)

●講 師 森谷 万知子氏 ●参加費 3,000円(材料費・受講料)

●持ち物 花切り用はさみ ●定員 30人

●申込締切 12月20日(木)までに女性の館へ電話でお申し込みください。

◇申込・問合せ先 南丹市園部女性の館 TEL (0771) 63-2986

## 市税などの納付は納期限内に!

市税などは、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっていきます。納期限までに完納されない場合は、督促手数料、延滞金が加算され、余分にご負担いただくことになるため、納期内納付をお願いします。

なお、滞納が長期間にわたり続くと、税・料負担の公平性を確保するため財産や勤務先などについて調査し、差押処分(滞納処分)をすることになりますので、未納がある方は至急市役所本庁・各支所または金融機関窓口などで納付してください。

### ●平成19年度 納期限一覧表

期別	軽自動車税	市府民税(普通徴収)	
		固定資産税・都市計画税	介護保険料(普通徴収)
全期・第1～6期	全期: 5月1日(火)	第1期:7月2日(月)、第2期:7月31日(火) 第3期:8月31日(金)、第4期:10月1日(月) 第5期:10月31日(水)、第6期:11月30日(金)	
第7期	—	12月28日(金)	平成20年1月4日(金)
第8期	—	平成20年1月31日(木)	
第9期	—	平成20年2月29日(金)	
第10期	—	平成20年3月31日(月)	

※口座振替納付をご利用いただいている方については、上記納期限日に振り替えします。また、納期限日に振り替えできなかった市府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税および国民健康保険税については、翌月の13日に再振り替えをします。(金融機関休業日のときは翌営業日となります)

### ●督促手数料および延滞金について

納期限までに完納されない場合は、督促状を発送することになり、督促状1通につき手数料100円が掛かります。また、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納の税額に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%)の延滞金が加算され、未納の税額とあわせて納付いただくことになります。

### ●滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押等滞納処分を受けることになりますのでご注意ください。

### \*\*\* 市税などの納付には、便利な口座振替を! \*\*\*

口座振替の申し込み手続きは、市役所本庁・各支所および市内各取扱金融機関に備え付けの市税等口座振替申込書に記入いただき、①預貯金通帳、②通帳の届出印、③市税等の納付書を持参の上、取扱金融機関で手続きしてください。なお、登録手続きに時間を要するため、振り替えの開始を希望される期別の前月末までにお申し込みください。申し込みが遅れますと、振り替えできない場合がありますのでご注意ください。

●取扱金融機関等 ・京都銀行 ・京都信用金庫 ・京都中央信用金庫  
・京都農業協同組合 ・りそな銀行 ・ゆうちょ銀行

※軽自動車税を除く市税等については、口座振替納付済通知書は発行しませんので、ご面倒ですが預金通帳でご確認ください。

◇問合せ先 【市税各種】 税務課 収納係 TEL 68-0009  
【国民健康保険税】 国保医療課 国保年金係 TEL 68-0011  
【介護保険料】 高齢福祉課 介護保険係 TEL 68-0006

## 中小企業者等退職金共済事業の補助についてご案内

南丹市では、中小企業の振興と発展を図るため、中小企業退職金共済事業掛金の一部を補助します。

●対象事業者 市内に営業所を有し、中小企業退職金共済制度に加入し、その掛金を納付している事業主で、常時労働者を雇用しており、かつ労災保険に加入している中小企業者

●対象掛金 申請時の前年の1月から12月までに納付した掛金

●助成額 1人1ヵ月につき1,500円以内

●交付対象期間 1年分(ただし、加入が1年未満のものは、その期間)

●申請手続き 平成20年1月4日(金)～18日(金)の期間に、最寄りの商工会に申請してください。(申請用紙は、各町商工会にあります)

●その他 新規加入助成など、国からの助成を受けられた場合は、実際の支払い掛金を基準にします。

◇問合せ先 商工観光課 商工観光係 TEL 68-0050